

道の駅よこはまエリア事業推進協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、道の駅よこはまエリア事業推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 この協議会は、道の駅よこはまエリアを道の駅利用者や地域住民、及び関係団体等の誰もが活用できるものとするよう、道の駅よこはまエリアにおけるソフト施策の実施に向けた必要な事項について関係者間で広く意見交換を行い、事業の実証等を通じて実行性のある事業計画を検討することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前項の目的を達成するため次に掲げる事項を検討協議する。

- (1) 「道の駅よこはまエリア地方創生拠点基本計画」に掲げるソフト施策の事業内容や運営方法等に関すること。
- (2) ソフト施策の実証実験に関すること。
- (3) ソフト施策の実施に必要となる施設整備等の提案に関すること。
- (4) その他、協議会が必要と認める事項。

(委員)

第4条 協議会の委員は別表1の団体から選出された者とする。

(役員)

第5条 協議会には、会長、副会長、監事を置く。

- 2 会長には横浜町副町長をもって充てる。
- 3 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 4 監事には事務局をもって充てる。

(役員職務)

第6条 会長は、協議会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、本協議会の会計事務について監査を行い、総会に報告する。

(任期)

第7条 委員の任期は、平成29年3月31日までとする。

ただし、任期途中で選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 協議会は、会長が召集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会は、会員数の過半数をもって成立する。ただし、委任状を提出した会員は出席とみなすものとする。
- 3 議決は出席者全員の過半数の同意で決し、可否同数のときは議長が決する。

(ワーキンググループ)

第9条 協議会は、別に設けられているワーキンググループから、事業に関する事項について報告を受け、検討・協議する参考とする。

(オブザーバー)

第10条 協議会は、必要に応じて意見を求めるためオブザーバーを置くことができる。

(事務局)

第11条 協議会の事務局は、横浜町産業振興課に置く。

(会計)

第12条 本協議会の経費は、助成金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この規約は、平成 28 年 5 月 30 日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

道の駅	道の駅よこはま ((株) よこはまロマン創社)
学識経験者	
道の駅利用団体	なたねの会 ブルーマリン ルアラル JA 女性部
町内関係団体	横浜町商工会 十和田おいらせ農協 横浜支店 横浜町漁業協同組合 老人クラブ連合会
町議会議員	
行政	横浜町副町長 横浜町総務課 横浜町企画財政課 横浜町産業振興課 横浜町健康福祉課 横浜町建設水道課 横浜町教育課
道路管理者	青森県県土整備部道路課 青森県上北地域県民局地域整備部 青森県下北地域県民局地域整備部